

日本DPO協会第14回個人情報保護セミナー
「中国のデータ越境移転規制について」

講師：当協会 顧問
牛島総合法律事務所 パートナー
弁護士 影島 広泰 先生

2023年7月27日(木) 15:00～16:00

あいさつ「中国におけるプライバシー法」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

日本DPO協会 第8回専門研究部会セミナー

2021年11月25日(木)15:00~16:00

「中国の個人情報保護法の概要と、 典型的な場面別の実務対応」

講師:岩瀬 ひとみ 先生・石川 智也 先生
(西村あさひ法律事務所)

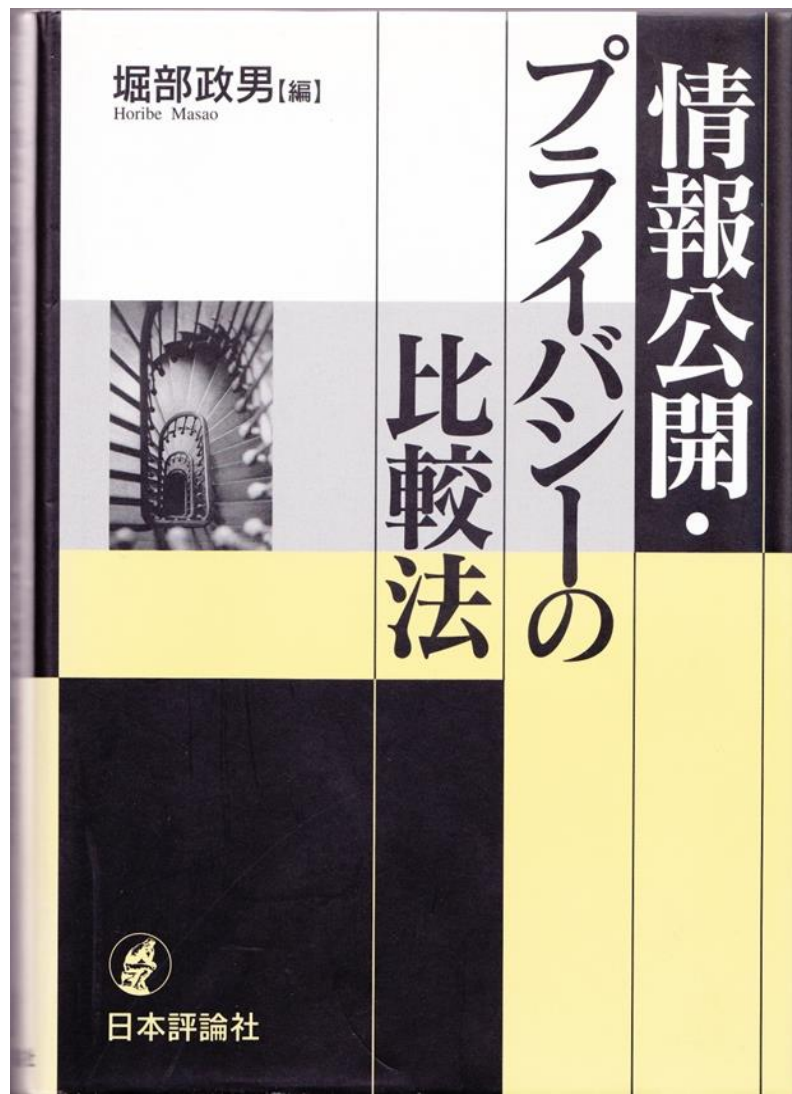
あいさつ「中国におけるプライバシー・個人情報保護」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

堀部政男編『情報公開・プライバシーの比較法』（日本評論社、1996年12月）



- 第13章 張志強「中国における
隱私權保護の現状と展望」
- 1 はじめに
- 2 中国における隱私權保護の現
状
- 3 隱私權に関する議論
- 4 隱私權保護法未制定の原因
- 5 隱私權保護の展望
- 6 むすび

中国における隱私權の登場

「アメリカで法的権利として主張されるようになった「プライバシー」という言葉は、中国では「隱私」と訳されている。「隱私」という言葉が初めて出た辞書は、1978年に刊行された中国社会科学院言語研究所辞典編集室が編集した『現代漢語辞典』である。それによると、隱私とは「他人に知られたくない、及び公開したくない個人の事情、個人の秘密」と定義されている。

しかし、「隱私」という言葉は、中華民族の伝統的文化のなかで、あまり良いイメージとしては位置づけられてこなかった。そのためか、1979年に出版された『辞海』という中国で最も大きな辞書のなかには「隱私」という言葉は、掲載されていない。1980年に出版された『新華字典』によると、「隱私事件は陰私事件である。ただし、陰私は人に言われたい悪事とされる」と定義されている。「陰私」という言葉は、「同棲」、「不倫」という道徳上および伝統習慣上認められない男女関係を意味する。」

- 張志強「中国における隱私權保護の現状と展望」353頁。

データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議 (International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners, ICDPPC), 39th ICDPPC- Hong Kong (2017)

香港個人資料私隱專員公署
Privacy Commissioner
for Personal Data, Hong Kong

International
Conference
of Data Protection and
Privacy Commissioners
25-29/9/2017 Hong Kong

20周年紀念
ANNIVERSARY

The 39th International Conference of
Data Protection and Privacy Commissioners
25-29 September 2017 | Kowloon Shangri-La, Hong Kong
64 Mody Road, Tsim Sha Tsui East, Kowloon, Hong Kong, China

WE Connecting West with East in
Protecting and Respecting Data Privacy

PROGRAMME
www.privacyconference2017.org

- 第39回ICDPPCは、2017年9月25日から29日まで、香港のカオルーン・シャングリ・ラ・ホテルで開催された。
- 各回の会議ではテーマを設定するが、香港という東洋の都市で開催することから、英語で示すと、WE Connecting West with East in Protecting and Respecting Data Privacyであった。原文はカラーになっていて表現しやすいが、ここでは、モノクロームであるので、下線で示す。最初のWEは、「われわれ」であるが、「データ・プライバシーを保護・尊重する上で、西洋 (West) と東洋 (East) を結ぶ」の下線部分をも表現している。

Thursday, 28 Sept. 2017 Open Session

- Theme 1: Data Protection in Asia
Data Protection in the East
- Li-ming Wang, Executive Vice President and Vice Chairman of the University Council, Renmin University of China Mainland China
- Ken Chongwei Yang, Coordinator, Office for Personal Data Protection, the Government of the Macao Special Administrative Region, China
- Masao Horibe, Chairman, Personal Information Protection Commission, Japan
- Chaeho Rheem, Standing Commissioner, Personal Information Protection Commission, Korea
- Zee-kin Yeong, Deputy Commissioner, Personal Data Protection Commission, Singapore
- Raymund Liboro, Privacy Commissioner and Chairman, National Privacy Commission, the Philippines

王利明(中国人民大学常務副校長兼副書記)「中国のプライバシー保障:道のり、特性と問題」、個人情報保護委員会事務局
高木企画官(当時)訳

- 一 中国プライバシー保障制度の道のり
- 二 中国のプライバシー権の特徴:西側社会のプライバシー権との差異
- 三 ビッグデータと個人のプライバシーの間のバランスについて
- 結語

王利明氏結語

- 人類社会が21世紀に入ってから、科学技術の発展、グローバル化の発展は人類の福祉を増進した。人々の基本的な物質生活が保障された後は、尊厳の要求が更に強くなっている。三十数年の改革開放の発展を経て、我が国は現在、既に世界第2位の経済大国となり、人民の物質的な生活水準は大きく向上した。このような背景の下、我々は人民生活を満足させるのみならず、一人ひとりの尊厳、個人のプライバシー権の保護、つまり個人の人格尊厳の全面的な保護が必要となっている。これは人民の美しく幸福な生活を保障する基本的前提でもある。したがって、我々が現在制定している民法典はプライバシー権など人格権の保護を強化すべきであり、プライバシー権の規則体系を完備し、我々の民法典を科学的で、中国の国情に合った、21世紀に向けた、世界民法典に冠たる法典にすべきである。

中国の個人情報保護法（2021年11月1日施行）

- 個人情報保護委員会ウェブサイト
- https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_china/
- 中華人民共和国個人情報保護法
- 第三章 個人情報の越境提供に関する規則
- 第38条

中華人民共和国個人情報保護法第38条①

- 第三十八条
- 個人情報取扱者が業務等の必要により、中華人民共和国の境外に個人情報を提供する明確な必要がある場合、以下のいずれか一つの条件を具備しなければならない。
 - 一 本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格すること。
 - 二 国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ていること。
 - 三 国家インターネット情報部門が制定した契約基準に基づき境外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を定めていること。

中華人民共和國個人情報保護法第38条②

- 四 法律若しくは行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。
- 2 中華人民共和國が締結又は参加している国際条約及び協定が中華人民共和國の境外に個人情報を提供する条件等を規定している場合、その規定に従うことができる。
- 3 個人情報取扱者は必要な措置を講じ、中華人民共和國境外の受領者が個人情報に関する取扱活動を行うときに本法に規定する個人情報の保護基準に達することを確保しなければならない。

牛島総合法律事務所のホームページ

- https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/china_pipl_cross_border_transfer/
- 中国の個人情報保護法(データ3法)の下での国外移転の実務
- 執筆弁護士 影島 広泰 辻 晃平
- 中国では、個人情報及び重要データの取扱い(中国法では「処理(処理)」と呼ばれる。)を規制するものとして、以下の3法(以下「データ3法」)が制定されています。
 1. 個人情報保護法 2021年11月1日施行
 2. サイバーセキュリティ法(ネットワーク安全法) 2017年6月1日施行
 3. データセキュリティ法 2021年9月1日施行
- 中国国内から個人データを国外に移転する際には、データ3法を遵守する必要があります。【以下省略】